

兵庫楽農生活センター楽農レストラン機能強化事業  
設計・施工一括発注プロポーザル募集要項

1 趣旨・目的

本事業は、現在のレストランの利用状況やデザインを十分に考慮し、レストランにおける魅力及び利便性の向上、業務の効率化等を図る再整備を実施するため、豊富な経験等を有する事業者の特定を目的として、プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 事業名 兵庫楽農生活センター楽農レストラン機能強化事業
- (2) 事業内容 別紙「兵庫楽農生活センター楽農レストラン機能強化事業仕様書」のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和 2年 2月28日まで
- (4) 業務金額 7, 900, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

3 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当する者及び県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
  - ウ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- (5) 平成21年4月以降に飲食施設又は飲食店厨房の設計・施工・監理業務を受託した実績を有すること。
- (6) 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

#### 4 スケジュール

実施内容	実施期間
募集要項等の公表・配布	令和元年10月15日(火)から令和元年11月5日(火)
現地確認及び資料の閲覧	令和元年10月15日(火)から令和元年11月5日(火)
募集要項等に関する質問受付	令和元年10月15日(火)から令和元年10月21日(月)
募集要項等に関する質問に対する回答	令和元年10月25日(金)
参加表明書、技術提案書の提出期限	令和元年11月5日(火)
審査会	令和元年11月上旬
審査結果の通知	令和元年11月中旬

#### 5 審査書類の作成及び提出

##### (1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
①参加表明書	様式1	1部
②法人等概要書	様式2	6部
③業務実績等調書	様式3	6部
④配置技術者調書	様式4	6部
⑤技術提案書	様式5	6部
⑥工事等見積書	様式6	6部
⑦工程表	任意様式	6部

##### (2) 提出期間

令和元年10月15日(火)から令和元年11月5日(火)まで(水曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (3) 提出先

13に記載の事務局あてに提出すること。

##### (4) 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は、提出期間内必着とする。)

#### 6 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項及び技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

##### (1) 提出期限

令和元年10月21日(月)午後5時まで(必着)

##### (2) 提出先

13に記載の事務局あてに提出すること。

##### (3) 提出書式

募集要項等に関する質問書(様式7)

##### (4) 提出方法

FAXまたはE-mailにより提出すること。

受付は午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。水曜日を除く)とする。

※FAXで提出する場合は、事務局への電話によるFAX受信確認を行うこと。

※E-mailで提出する場合は、件名に「プロポーザルに関する質問」と記載すること。

#### (5) 回答

質問に対する回答は、令和元年10月25日（金）午後5時に兵庫楽農生活センターHPに掲載する。

### 7 現地確認及び機械設備関連資料等の閲覧

現地確認及び機械設備関連資料等の閲覧を希望される場合は、次のとおりとする。

#### (1) 申込方法

現地確認等希望日時を希望日の4日前までに13に記載の事務局あてFAXまたはE-mailにより申込みすること。

申込み受付は令和元年10月15日（火）から令和元年10月31日（木）（水曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※FAXで提出する場合は、事務局への電話によるFAX受信確認を行うこと。

#### (2) 実施日時の確定

申込み後、レストラン事業者との調整の上、実施日の前日までに連絡する。

#### (3) 注意事項

機械設備竣工図等の閲覧資料は参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先する。

また、レストラン営業の関係上、実施日時について希望に添えない場合がある。

### 8 技術提案書の作成及び提出

#### (1) 提出書類

技術提案書の提出者は、応募資格のある者とし、次に掲げる事項により作成すること。

##### ア 業務実施方針

取組方針、実施体制、業務推進にあたって配慮すべき事項等について、簡潔に記載すること。

##### イ 技術提案

現在のレストランの運営コンセプトや利用状況、店舗内デザイン等を十分に理解したうえで、次のテーマについて提案すること。

テーマA：店内対面式厨房による旬の食材の提供による魅力向上

テーマB：店内動線の見直しによる利便性の向上

テーマC：効率的な施工方法等によるレストランの工事休業期間の短縮

### 9 審査及び評価

#### (1) 審査会の設置

特定業務者の特定にあたっては、別に定める「兵庫楽農生活センター楽農レストラン機能強化事業設計・施工一括発注プロポーザル審査会設置要綱」に基づき設置する審査会において審査及び評価を行う。

なお、本プロポーザルにおける応募者又は技術提案者が、1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

#### (2) 結果の通知

審査結果は、審査後、事務局から速やかに応募者全員に書面にて通知する。なお、審査に対する異議申し立ては、これを一切受理しない。

### (3) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
業務実施方針	取組方針、実施体制、配慮事項	業務の趣旨を理解し、適した取組方針、実施体制、配慮事項等になっているのか評価する。	30点
技術提案	テーマA、B、C	提案内容の的確性、独創性、実現性について評価する。	各20点 計60点
工事費等見積	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	10点

## 10 業務委託契約に関する事項

### (1) 契約の締結

公益社団法人兵庫みどり公社（以下「公社」という。）は本要項「9（1）」により受託候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結が不調となった場合又は応募資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

また、契約の締結にあたっては、公社は別途必要な書類の提出を求めるものとする。

### (2) 契約保証金

受注者は、この契約の締結と同時に保証を付さなければならない。保証に係る契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を公社に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

### (3) 受注業務の仕様及び実施条件

ア 本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、公社と受託者の協議のうえ定めるものとする。

イ 様式4に記載した管理技術者は、特別の理由により公社がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### (4) 業務内容及び留意事項

本業務の実施にあたっては、公社と十分協議して進めるものとする。

## 11 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 本要項「2（4）」に示す業務上限額を超えた場合

(5) 本要項3に示す応募資格要件を欠くことになった場合

(6) 本件に関し、審査会委員に接触し、又は接触しようとした場合

(7) 本件に関し、第三者に依頼をして審査会委員に接触し、又は接触しようとした場合

(8) その他本要項に違反するなど審査会が不適格と認めた場合

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルの応募等に要する費用は、全て応募者負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は一切認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとし、応募者に無断で使用しないものとする。ただし、公社はプロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製記録及び保存を行い使用できるものとする。

## 13 事務局

公益社団法人兵庫みどり公社 兵庫楽農生活センター 総務課

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-17

電 話 078-965-2651

F A X 078-965-2653

E-mail koryu@forest-hyogo.jp